

大和市告示第32号

大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月7日

大和市長 古谷田 力

大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的として、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下この条において「法」という。）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。
- (2) 家族等 医療的ケア児と同一の世帯に属する者であって、現に当該医療的ケア児と同居しているものをいう。
- (3) 医療的ケア 法第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。
- (4) 訪問看護ステーション 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、医療的ケア児が現に訪問看護を利用している訪問看護ステーション（以下「サービス提供事業者」という。）と委託契約を締結して、医療的ケア児の居宅に看護師又は准看護師を派遣し、その家族等に代わって医療的ケアを代替するサービス（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く。以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(サービスの対象者)

第4条 サービスを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する医療的ケア児であって、現に在宅で生活しているもの
- (2) 日常的にその家族等から医療的ケアを受けている者
- (3) 医師によりサービスの利用が認められている者
- (4) 現に訪問看護ステーションによる健康保険法の適用対象となる訪問看護を利用している者で

あつて、当該訪問看護ステーションからサービスの利用について同意が得られているもの
(利用登録の申請)

第5条 事業を利用しようとする家族等(以下「利用申請者」という。)は、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、あらかじめ事業の利用登録(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。

- (1) 主治医が作成した診療情報提供書(以下「診療情報提供書」という。)
- (2) 利用申請者及び当該利用申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税の額を証する書類
- (3) 利用を希望する訪問看護ステーションとのサービスの利用に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該添付書類を省略させることができる。

(利用登録の可否の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請(以下単に「申請」という。)があつた場合において、利用登録を決定したときは、別表第1に掲げる区分に応じ、同表に定める当該利用登録の決定を受けた者(以下「利用登録者」という。)がサービス提供事業者を支払う額(以下「利用者負担額」という。)を認定し、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定通知書により利用申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用登録を決定した場合であつて、当該利用登録者の同意を得るときは、当該利用登録者に係るサービス提供事業者に対し、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録者情報通知書に、診療情報提供書の写しその他必要な書類を添付して、当該利用登録者の利用登録に関する事項を通知するものとする。

3 市長は、申請を却下したときは、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請却下通知書により利用申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第7条 サービスは、利用登録の有効期間(以下「登録期間」という。)内に限り、これを利用することができる。

2 登録期間は、前条第1項の規定による利用登録の決定があつた日から当該利用登録の決定があつた日の属する年度の末日までとする。

(医療的ケアの変更)

第8条 利用登録者は、当該登録期間内において、当該医療的ケアの内容に変更があつた場合は、

速やかに、当該変更に係る診療情報提供書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による診療情報提供書の提出があった場合であって、当該利用登録者の同意を得ているときは、速やかに当該利用登録者に係るサービス提供事業者に、当該診療情報提供書の写しを送付するものとする。

(サービス提供事業者の変更)

第9条 利用登録者は、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録変更申請書（次条において「変更申請書」という。）により、サービス提供事業者の変更を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、サービス提供事業者を変更することを決定したときは、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録変更決定通知書（次条において「変更決定通知書」という。）により当該変更申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により変更を決定した場合であって、当該利用登録者の同意を得ているときは、当該利用登録者に係るサービス提供事業者に対し、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録者情報変更（取消）通知書により通知するものとする。

- 4 第6条第3項の規定は、第1項の規定による変更の申請について準用する。

(利用者負担額の変更)

第10条 利用登録者は、変更申請書に、第5条第1項第2号に掲げる書類を添付して、利用者負担額の変更を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請により、別表第1に基づき算定した利用者負担額の変更の認定（以下この条において「利用者負担額変更認定」という。）をしたときは、変更決定通知書により当該変更申請者に通知するものとする。

- 3 利用者負担額の変更は、利用者負担額変更認定があった日が属する月の翌月（当該利用者負担額変更認定があった日が月の初日である場合は、当該月）から適用する。

- 4 第5条第2項、第6条第3項及び第9条第3項の規定は、第1項の規定による利用者負担額の変更の申請について準用する。この場合において、第9条第3項中「前項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(申請内容の変更)

第11条 利用登録者は、当該登録期間内において、当該利用登録者の氏名その他の事項を変更したときは、速やかに大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請内容変更届出書により、市長に届け出なければならない。

- 2 第9条第3項の規定は、前項の規定による申請内容の変更について準用する。この場合におい

て、第9条第3項中「前項」とあるのは「第11条第1項」と、「変更を決定した」とあるのは「届出を受けた」と読み替えるものとする。

(利用登録の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用登録を取り消すことができる。

- (1) 利用登録に係る医療的ケア児が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が利用登録を不相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、利用登録の取消しを行った場合は、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書により、当該利用登録者に通知するものとする。

3 第9条第3項の規定は、第1項の規定により利用登録の取り消しを行った場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「前項の規定により変更を決定した」とあるのは、「利用登録を取り消した」と読み替えるものとする。

(サービスの利用方法等)

第13条 利用登録者は、サービス提供事業者に直接申し込むことにより、事業を利用するものとする。

2 前項の規定による申込みを受けたサービス提供事業者は、緊急連絡先その他必要な事項を確認し、診療情報提供書に基づき、サービスを提供するものとする。

3 事業を利用した利用登録者は、直接当該サービス提供事業者利用者負担額を支払うものとする。

4 サービスを提供したサービス提供事業者は、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供記録票（第16条において「サービス提供記録票」という。）及び大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業上限時間管理票（以下この項において「上限時間管理票」という。）に必要事項を記載し、当該利用登録者の確認を受けなければならない。

5 サービスは、サービス提供事業者の営業時間内に利用することを原則とする。

(サービスの利用時間)

第14条 サービスの利用時間は、登録期間が1年の場合において、年間48時間を上限とし、登録期間が1年未満の場合においては、当該登録期間の月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月として計算するものとする。）に4を乗じた時間を上限とする。

2 サービスの利用は、30分単位とし、30分未満の利用がある場合はこれを切り上げるものとする。

(実績の報告)

第15条 サービス提供事業者は、サービスを提供した月の翌月15日までに、当該サービスを提供した月のサービス提供実績を集計し、大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書に、サービス提供記録票を添付して、市長に提出しなければならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 6 条及び第 1 0 条関係）

利用登録者の属する世帯の区分	利用者負担額 (30分当たり)
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による被保護者世帯 又は市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税所得割額の世帯合算額が 2 8 0, 0 0 0 円未満である世帯	2 3 0 円
上記以外の世帯	4 5 0 円

備考 課税状況については、利用登録の決定をした日の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 6 月までの間である場合は、前年度）における市町村民税の課税額で判定するものとする。

別表第2（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書	第5条
第2号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定通知書	第6条
第3号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録者情報通知書	第6条
第4号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請却下通知書	第6条、第9条及び第10条
第5号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録変更申請書	第9条及び第10条
第6号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録変更決定通知書	第9条及び第10条
第7号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録者情報変更（取消）通知書	第9条から第12条まで
第8号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請内容変更届出書	第11条
第9号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書	第12条
第10号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供記録票	第13条及び第16条
第11号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業上限時間管理票	第13条
第12号様式	大和市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書	第15条